

12. 設立(1)：設立の手続

12-1. 設立と法規制

(1) 株式会社の設立に必要な人と金

事例 12-a 株式会社の設立

ハルさんは、花屋を始めるため、株式会社を設立することにした。ハルさんと一緒に花屋をしてくれる人はおらず、また、ハルさんはほとんどお金を持っていない。それでも株式会社を設立できるのだろうか。

株式会社の設立＝株式会社という法人を成立させること

(a) 人（「会社法 I」）

最低限必要な機関（会社 326 I）：取締役

⇒ 公開会社（会社 2⑤）：取締役会（会社 327 I ①）・監査役（同 II 本）

大会社（会社 2⑥）：会計監査人（会社 328）

(b) 金

出資金：最低 1 円 + 設立費用（定款認証手数料・印紙税・登録免許税）：最低 20 万円

最低資本金の廃止 [テキスト 1 章 2 節 3]

会社法制定前＝最低資本金制度（株式会社 1000 万円、有限会社 300 万円）

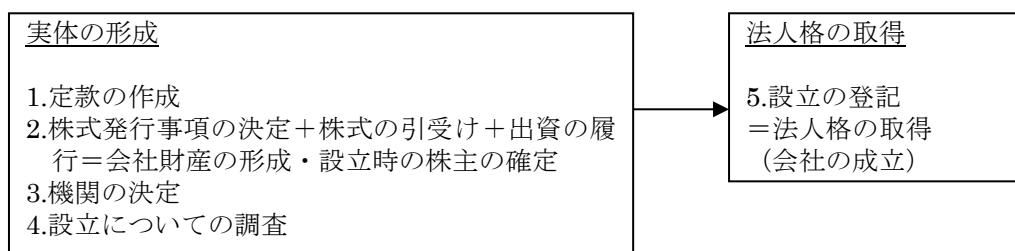
→ 株式会社の設立時に少なくとも 1000 万円は出資しなければならず

（資本金の額＝出資の額。会社 445 I）

会社法制定時に最低資本金制度は廃止

→ 1 円でも出資さえすればよい

(2)設立の手続

準則主義と特許主義・免許主義 [テキスト Column1-6]

準則主義=法定の手続が履行されれば国が法人格を付与

特許主義・免許主義=法人格の取得のために国による特別の許可が必要

(3)発起人 (会社 27⑤)

会社に出資し設立事務をする者→会社成立後は株主に

(4)設立方法

発起設立 (会社 25 I ①)

：発起人が設立時発行株式の全部を引き受け（最短 1 日）

募集設立 (会社 25 I ②)

：発起人以外にも設立時発行株式を引き受ける者を募集（最短 4～5 日、通常 2 週間程度）

*実際に使われるのは？

12-2. 発起設立

事例 12-b 発起設立

事例 12-a で、ハルさんは、自分の貯金から 100 万円を出資し、株式会社を設立することにした（方法は発起設立）。ハルさんはどういう手続を経て会社を設立するのだろうか。

(1) 定款の作成（会社 26 I）、公証人の認証（会社 30）[テキスト 2 章 2 節 1]

認証手数料 5 万円 + 印紙税（電子公証制度を利用すれば不要）4 万円

絶対的記載事項 (会社 27)	必ず記載しなければならない事項（記載がなければ定款全体が無効） ：会社の目的、商号、本店所在地、設立に際して出資される財産の価額 or 最低額、発起人の氏名（名称）・住所
相対的記載事項 (会社 29)	定款に記載しなければ効力を生じない事項 ：変態設立事項（会社 28）、公告方法（会社 939 I）etc.
任意的記載事項 (会社 29)	会社が任意に記載する事項（会社法の規定に違反しないかぎり記載可） ：取締役・監査役の員数、事業年度 etc.

(2) 株式発行事項の決定と株式の引受け [テキスト 2 章 2 節 2]

設立に際して出資される財産の価額 or 最低額	定款（会社 27④）
①発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数、②前記①の株式と引換えに払い込む金銭の額、③成立後の株式会社の資本金・準備金の額（会社 445 I～IIIも参照）	発起人全員の同意（会社 32 I）
以上のもの以外（発起人の出資履行日、払込取扱場所 etc.）	発起人の多数決（民 670）

発起人による設立時発行株式引受け（会社 25 II）

(3)出資の履行 [テキスト 2 章 2 節 3(1)]

	(a)発起人	(b)設立時募集株式の引受人	(c)募集株式の引受人 (6-3(1)(2))
払込みのルール	全額払込み・払込取扱金融機関 (会社 34)	全額払込み・払込取扱金融機関 (会社 63 I)	全額払込み・払込取扱金融機関 (会社 208 I)
出資の履行の効果	会社成立時に株主に (会社 50 I)	会社成立時に株主に (会社 102 II)	払込期日 (払込期間の場合は履行日) に株主に (会社 209 I)
出資を履行しない場合	期日を定めて通知 (会社 36 I) →期日までに履行しなければ失権 (同 II)	ただちに失権 (会社 63 III)	ただちに失権 (会社 208 V)

(4)機関の決定 [テキスト 2 章 2 節 4]

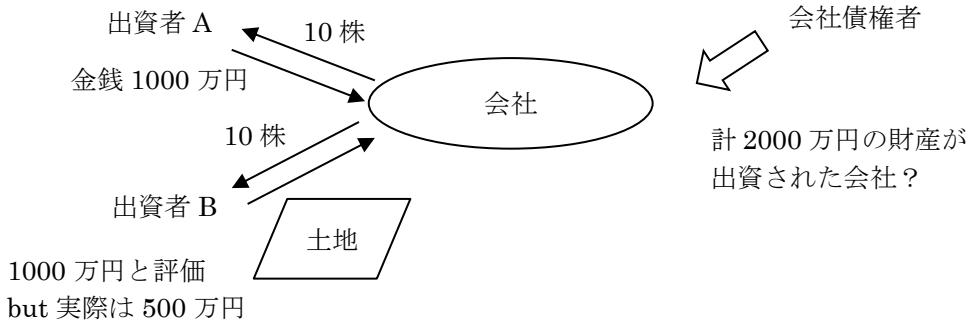
設立時取締役等選任 (会社 38) → 設立経過の調査 (会社 46)

発起人複数→多数決 (会社 40 I II)

(5)変態設立事項の調査 [テキスト 2 章 2 節 5]

変態設立 (qualifizierte Gründung) 事項

種類 (会社 28)	①現物出資 ②財産引受け (13-1(3)) ③発起人の報酬・特別利益 [テキスト 2 章 2 節 5(3)] ④設立費用 (ただし同号括弧、会社則 5) (13-1(2))
規制	定款記載 (会社 28) 検査役調査 (会社 33 I ~ VI) → 変態設立事項が不当な場合 (会社 33 VII) * 検査役調査が不要な場合 (会社 33 X)



現物出資——定款の記載 (会社 28①)・検査役調査 (会社 33 I)

検査役調査の不要な場合 (会社 33X) ——定款記載の価額が 500 万円以下 (同①) etc.

現物出資が好まれない理由

検査役調査 (時間、費用)

出資時に財産の帳簿価額と時価との差額に課税 (ただし法税 62 の 4)

(6)設立登記 [テキスト 2 章 4 節]

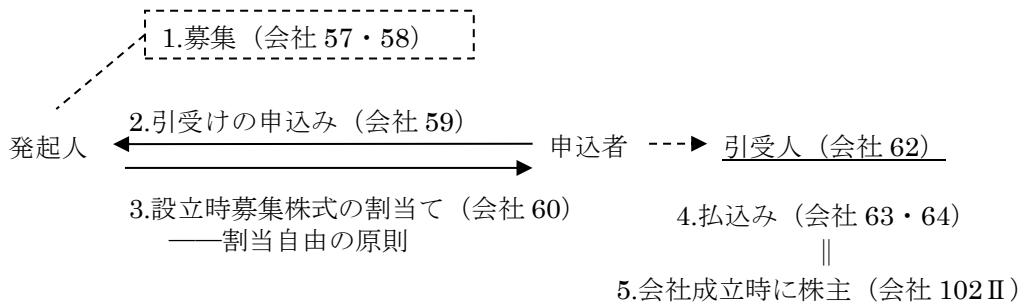
設立登記 (会社 911) →会社成立 (会社 49)

・登記申請書の添付書類 (商登 47 II)

・登録免許税 (登税別表第 1[二十四](一)イ) = 資本金の額 × 0.07 (ただし最低 15 万円)

12-3. 募集設立

(1) 募集と引受け



(2) 出資の履行

設立時募集株式の引受け人の出資の履行のルール (12-2(3)の表の(b)列)

保管証明書 (会社 64 I) : 発起人が払込取扱金融機関に請求→証明額の返還 (同 II)

(3) 創立総会 (会社 65 以下)

設立経過の報告 (会社 87)、設立時取締役等の選任 (会社 88)、設立時取締役等による調査結果の報告受領 (会社 93 II)、定款の変更等 (会社 73IV・96)